

【運転・定検状況（区分 ）】

平成 18 年 11 月 6 日

キャスク保管庫（管理区域）におけるごく微量の放射性物質の確認について

東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

当所は使用済燃料（6号機、228体、約39トンU）を10月28日に日本原燃株式会社使用済燃料受入れ・貯蔵施設に搬出いたしました。その後、キャスク（使用済燃料の輸送容器）保管庫（汚染のおそれのない管理区域）内の放射線測定を実施したところ、11月2日午後3時頃、保管庫内の吊り具から放射線測定器の検出限界（0.29 ベクレル/cm<sup>2</sup>）を上回るごく微量（約0.31 ベクレル/cm<sup>2</sup>）の放射性物質を検出したため、拭き取りにより除染いたしました。

検出された放射性物質は、法令で定める管理区域の基準レベル（4ベクレル/cm<sup>2</sup>）より十分に低い値ですが、放射性物質の管理を適切に実施してまいります。

以 上

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。

（不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/images/kijun.pdf>）